

介護福祉士国家試験の傾向と対策

試験内容について

問題は、五肢択一（5つの選択肢から1つを選ぶ形式）を基本とする多肢選択形式で、合計 125 問が出題されます。解答はマークシート方式で、試験時間は全部で 220 分です。問題に図表等が用いられることもあります。

4 領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア）12 科目から出題さ

れます。各領域の出題予定数は、人間と社会（16 問）、介護（52 問）、こころとからだのしくみ（40 問）、医療的ケア（5 問）となっています。

このほかに 4 領域の知識および技術を横断的に問う「総合問題」があります。総合問題は事例形式で 12 問出題されます。

重要なテーマは複数の科目から繰り返し出題される

問題は、領域と科目名が示されて出題されますが、たとえば「ICF の分類」に関する問題は、「介護の基本」「介護過程」「障害の理解」とこれまで複数科目から出題されています。つまり、「介護福祉士として習得すべき事項」として重要なテーマ・項目は、複数の科目から、繰り返し出題されるのです。

出題基準は公表されていますが、「法改正

による制度の重大な変更等、出題基準にない事項でも、介護福祉士として習得すべき事項は、出題できる」ので、厳密に『ココから』出題されるという範囲はありません。

高齢者・障害者にかかわることで、社会的に問題となっていること、それを解決するための制度改正・改革の動向などは出題されやすいといえるでしょう。

◎各領域の出題予定数

領域	科目	出題予定数
人間と社会	人間の尊厳と自立	16 問
	人間関係とコミュニケーション	
	社会の理解	
介護	介護の基本	52 問
	コミュニケーション技術	
	生活支援技術	
	介護過程	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	40 問
	認知症の理解	
	障害の理解	
	こころとからだのしくみ	
医療的ケア	医療的ケア	5 問
総合問題		12 問（4 事例）
合計		125 問

合格基準について

- 筆記試験の合格基準
右の 2 つの条件を両方満たすことが必要です。配点は、1 問 1 点の 125 点満点です。
- 実技試験の合格基準
課題の総得点の 60%程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上が必要です。

ア 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点

イ アを満たした者のうち、試験科目 11 科目群すべてにおいて得点があった者

11 の科目群のどれかが 0 点ではダメ！

総合問題を含めた 13 科目を、11 の科目群にまとめています。「人間の尊厳と自立」と「介護の基本」が 1 科目群、「人間関係とコミュニケーション」と「コミュニケーション技術」

が 1 科目群で、その他は各 1 科目です。科目群のどれかが 0 点だった場合、基準の点数を満たしても、合格とはなりません。極端な不得意科目があると、合格できないのです。

◎ 11 の科目群

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本 | [6] 発達と老化の理解 |
| [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 | [7] 認知症の理解 |
| [3] 社会の理解 | [8] 障害の理解 |
| [4] 生活支援技術 | [9] こころとからだのしくみ |
| [5] 介護過程 | [10] 医療的ケア |
| | [11] 総合問題 |

総得点の 6 割正解を目指して

必要なのは、「問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点」です。配点は 1 問 1 点なので、第 29 回からは、125 点満点の 60%で 75 点が

ひとつの目安となります。ここ数年は「問題の難易度で補正した点数」は、60%をやや下回る点数となっています。第 29 回は、125 点満点の 60%で 75 点と基準通りでした。

どうやったら合格できるの？

ズバリ「介護福祉士として習得すべき事項をまんべんなく身につけ、6 割を目指す」ことです。介護福祉士として求められる知識・技術という観点から、科目にこだわりすぎずに、ポイントを絞った学習をすることが、合格への近道となるでしょう。

過去に出題された問題とほとんど同じ文章

の選択肢での出題もみられます。繰り返し出題されるテーマ・項目は、「介護福祉士として習得すべき事項」として重要です。数年間分の過去問を繰り返し解くことで、効率的に必要な知識・技術を身につけていくことができるでしょう。高齢者・障害者にかかわる社会的な話題に敏感であることも大切です。

Point

1

尊厳の保持と自立支援



得点源

Check ☒☐☐☐

問題 1

Aさん(82歳、女性)は、アルバイト店員の息子(56歳)と二人暮らしである。Aさんは、3年前にアルツハイマー型認知症(dementia of the Alzheimer's type)と診断された。現在、要介護2と認定されて訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を支給限度額まで利用している。Aさんは、身の回りのことに常に見守りや介助が必要であり、一人で外出して道が分からなくなり、何度も警察に保護されている。

訪問介護事業所が、アドボカシー(advocacy)の視点からAさんと息子を支援する場合の対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 自分の食事も作ってほしいという息子の要望に、対応できないと断る。
- 2 息子の外出時は、Aさんが部屋から出られないように施錠することを提案する。
- 3 Aさんと息子に相談の上、社会福祉協議会に見守りボランティアの派遣を働きかける。
- 4 息子に、市内に認知症家族の会があることを知らせる。
- 5 町内会に、回覧板でAさんと息子の状況を詳しく知らせるように働きかける。

(平成27年度 第28回・問題2)

解説

- 1 × 息子は「**自分の食事も作ってほしい**」というような**要望をしていません**。
- 2 × 部屋から出られないように施錠することは**身体拘束**にあたり、**禁止**されています。
- 3 ○ Aさん本人と息子に**相談**のうえ、Aさんや息子に**代わって**、社会福祉協議会に見守りボランティアの派遣を**働きかけて**います。
- 4 × **アドボカシー**とは、**代弁**、**権利擁護**を意味します。息子に認知症家族の会があることを知らせることは、**アドボカシーという視点**からは、あまり関係ないといえます。
- 5 × 本人たちの**同意も得ず**に、**個人情報**を勝手に漏らすような**働きかけ**は不適切です。

正答 3



アドボカシーは、権利擁護と訳されます。

- 利用者の基本的人権が侵害されないよう擁護する
- 利用者のニーズや思いを代弁したり、利用者に代わって機関・組織等に働きかける



得点源

Check ☒☐☐☐

問題 2

Aさん(78歳、女性)は介護老人福祉施設で生活している。脳血管障害(cerebrovascular disorder)による左片麻痺で、杖を使って歩行し、自力で移動していた。Aさんは、廊下や食堂でいつも職員や他の利用者に声をかけ、誰にでも気遣う人だった。ある日、食堂のいすに足が触れて転倒して、捻挫の痛みで歩くことができなくなり、車いすでの移動になった。捻挫は1週間ほどで完治したが、Aさんは歩くことを拒み、現在でも車いすでの移動を続けている。Aさんは徐々に口数も少なくなり、「歩くことが不安だ。周りに迷惑をかけてしまう」と言い、何に対しても消極的な様子がみられた。Aさんに対する介護福祉職の関わりとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 Aさんは口数が少ない様子なので、できるだけ話しかけないように心がける。
- 2 Aさんの自立を考えて、再び歩くことができるように何度も声をかける。
- 3 仲の良い利用者に、頑張って歩くように励ましてもらう。
- 4 Aさんの担当の介護福祉職に、再び歩くように説得してもらう。
- 5 食堂のテーブルやいすの配置を見直して、一緒に歩いてみようとして働きかける。

(平成28年度 第29回・問題1)

解説

- 1 × 話しかけないことで、さらに**孤立化**し、**不安も大きくなる**ので、適切ではありません。
- 2 × **Aさんの望む生活を実現すること**が自立を支えることであり、「**再び歩くこと**」を**目標として決めつけて**声かけを、しかも何度も行うことは、適切ではありません。
- 3 × Aさんは、**口数も少なく**、**何に対しても消極的**で、**抑うつ状態**にあると考えられます。抑うつ状態のときなどは、**励ましは逆効果**になることが多いので、適切ではありません。
- 4 × **説得すること**は適切ではありません。
- 5 ○ Aさんが**自分から「歩いてみよう」と意欲を取り戻す**ために、**テーブルやいすの配置を見直して**、**不安を取り除く**ようなかわりは、適切です。



こう解く

正答 5

Aさんが**望む生活**を実現することが、Aさんにとっての「**自立**」です。「再び歩くこと」が必ずしも第一目標とはなりません。「励まし」は、安易に行うと逆効果です。

- 選択肢4「説得」はNGワード
- 選択肢1「話しかけない」も、選択肢2「何度も声をかける」も、Aさんの気持ちを無視した対応であり、不適切

Point

16

福祉・介護の基本



定番

Check ☒☐☐☐

問題 1

リハビリテーションに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 障害が固定してから開始する訓練のことである。
- 2 福祉用具を使用せずに、身体的自立を目指すことである。
- 3 リハビリテーションには、名誉の回復の意味がある。
- 4 レクリエーションとリハビリテーションは、対極の概念である。
- 5 施設サービスに限定されている。

(平成28年度 第29回・問題21)

解説

- 1 × リハビリテーションは、**障害が固定する前**に、**早期に開始する**とより効果的だといえます。
- 2 × **身体的自立**に限らず、**心理的・社会的自立**を目指し、必要があれば**福祉用具を活用**します。
- 3 ○ リハビリテーションは、**全人的復権**を意味します。名誉の回復の意味も含まれます。
- 4 × リハビリテーションに、**レクリエーション的要素を取り入れる**と効果的な場合もあります。
- 5 × **施設サービスに限定されるもの**ではありません。

正答 3



リハビリテーションとは、全人的復権です。

- 生きる意欲の回復、名誉の回復が含まれる
- 生活の視点を重視する
- 自立した日常生活に近づけるようにする
- 身体的・精神的能の回復だけでなく、社会的・職業的機能の回復も含まれる
- 介護保険施設では、おもに医学的リハビリテーションのなかの、維持期のリハビリテーションが行われる
- レクリエーション的要素を組み合わせることがある
- 目的は、QOLの向上である



新傾向

Check ☒☐☐☐

問題 2

次のマークが示す内容として、正しいものを1つ選びなさい。



- 1 国に登録された第三者認証機関によって、品質が保証された製品である。
- 2 身体拘束ゼロに役立つ製品である。
- 3 介護福祉士が医療的ケアを行うための製品である。
- 4 介護保険制度において、利用者の経済的負担がない製品である。
- 5 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業で、普及啓発の対象となる製品である。

(平成27年度 第28回・問題28)

解説

- 1 ○ JISマーク表示制度の**目的付記型 JIS マーク**です。国に登録された**第三者認証機関**によって、**品質が保証された製品**であることを示します。
- 2 × **身体拘束ゼロに役立つ製品**ではありません。
- 3 × 介護福祉士が行う**医療的ケア**とは、**喀痰吸引等**のことです。関係ありません。
- 4 × 利用者の**経済的負担がない製品**ではありません。
- 5 × **福祉用具・介護ロボット実用化支援事業**の普及啓発の対象となる製品ではありません。

正答 1



JISマーク表示制度の**目的付記型 JIS マーク**は、在宅用電動介護用ベッドなどの福祉用具に表示されています。

JISマーク表示制度とは、国に登録された登録認証機関から認証を受けた事業者が、認証を受けた製品にJISマークを表示できる制度です。JISマークが貼付された製品とは、国に登録された**第三者機関が品質を保証する製品**で、**ハード面での安全性**を確保します。

別冊

試験会場までもっていける 直前チェックブック 頻出ポイント30



最も試験に出やすいポイントを
小冊子にまとめました。
取り外して試験会場まで
もって行って、
直前の最終確認にご利用ください。

ポイント01

コミュニケーション

人間関係とコミュニケーション・
介護の基本・コミュニケーション技術

- 介護福祉職の価値観で評価せず、
非審判的態度でかわる
- 利用者の感情に関心を持ち、感情
表出を大切にすると、介護福祉職
の感情はコントロールする
- 親しみを込めて利用者を愛称で呼
ぶことは、心理的距離を近づける
ことにはならない
- 利用者の主観的な訴えは、うなず
いたりあいづちを打ちながらじっく
り傾聴し、話を引き出す

ポイント02

終末期の対応

介護の基本・生活支援技術・
発達と老化の理解

- 終末期の食事は、カロリー摂取よ
りも嗜好を重視
- 終末期は、家族が付き添いやすい
よう居室環境を整える
- 安楽な体位を保持し、トータルペ
インの緩和に努める
- 意識がなくなっても、安心感を得
られるような声かけを続ける
- 家族が希望したら、清拭などの介
護や死後の処置への参加を配慮
し、グリーフケアを行う